

平成２９年度山形県環境審議会第１回自然環境部会 議事録

1 日時 平成２９年６月１９日（月） 午後１時３０分～午後３時５０分

2 場所 山形県自治会館 ２０１会議室

3 出席者等（敬称略）

（１）出席委員及び特別委員

（委員）幸丸政明、江成はるか、梶本卓也、鳥羽妙、野堀嘉裕、三浦秀一、本橋元、山崎多代里、山田幸司、横山潤（阿部武志、佐藤景一郎、渡辺理絵）

（特別委員）東北農政局農村振興部長 高井和弘【代理：農村環境課長 神川浩一】  
東北森林管理局長 瀬戸宣久【代理：庄内森林管理署長 松浦安剛】  
東北経済産業局長 田川和幸【代理：環境・リサイクル課長 鈴木宏】  
東北地方環境事務所長 坂川勉【代理：総括自然保護企画官 常富豊】  
（東北地方整備局長 川瀧弘之）

※（ ）委員は欠席

（２）事務局

山形県環境エネルギー部	みどり自然課長	佐々木紀子
	課長補佐（自然環境担当）	長谷川 隆
	課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当）	小畑 義一
	環境影響評価主査兼温泉保全係長	後藤 陽一
	主査	山田 俊樹
庄内総合支庁保健福祉環境部	環境課長	高橋 佳志
	環境企画主査	佐藤 正臣

4 議 事

（１）開 会

（２）課長挨拶

佐々木みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

（３）部会の成立

委員総数１８名のうち１４名が出席しており、山形県環境審議会条例第６条第７項で準用する第４条第３項の規定により、定足数に達していることが報告された。

（４）議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に江成委員と梶本委員が指名された。

（５）説明事項 ①県営風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書について

事務局： 資料に基づき、環境影響評価手続きの経緯、現在の状況と今後の流れ、方法書に対する知事意見がどのように準備書に反映されたかについて説明

幸丸部会長： 環境影響評価のこれまでの経緯、現在の状況と今後の流れについて、後半では、事業者がどのように準備書に反映したかについて事務局から説明があったが、何か質問等あればお願いします。

江成委員： 今回の説明で、工事中の海域の話が出たが、県営風力発電事業に係る準備書の要約書の中では、海域に生息する動物に関しては評価を行わないと記載されている。影響があったか、なかったかというのは、調査せずにどうやって判断するのか。

具体的には、要約書の38ページで、海域に生息する動物は、『本事業において河川及び海での工事を行わないことから対象外とする』と記載されている。今の説明の中で、海域の動物に影響がないような対策を講じるとあったが、海域の動物を評価していないのに、それに影響があった、なかった、と判断できないと思うが、それに対してどのような考えなのかを伺いたい。

事務局： 要約書に選定項目は載っているが、その選定した理由、しない理由については記載されていない。準備書の本編212ページで、海域に生息する動物については、造成等の施工による一時的な影響について、『しゅんせつ工事は行わず、海域への環境影響はないと考えられるため選定しない』と記載されている。また、地形の改変及び施設の存在については、『海域における地形改変等を行わないため、選定しない』と記載されている。

江成委員： では、工事中の濁水流入に関しては何のために見解を記したのか。意見としては、海域の動植物に影響がないよう必要な対策を講じるとともに、ということに対して、見解が示されていると思うが、それは必要がなかったということではないのか。

事務局： 必要がなかった、ということではなく、評価項目として、調査なりを行っていく項目としては、選定しておらず、工事中の最低限の対策などをきちんと行うようにということで、知事から意見が出されたものである。

江成委員： 具体的に、影響があったか、なかったかについては、あまり詳しく評価は行わないが、配慮を求めたということか。

事務局： そうである。

江成委員： 了解した。

幸丸部会長： 実際に工事によって濁水が流入したりというのは、どちらかというと、事後調査になるかもしれない。予定はないから記載しなかったと理解されるがよろしいか。

他になれば、事前に委員の方々から提出された意見に対して、まとめと対応を、事務局から説明願いたい。

事務局： 資料に基づき、事前意見及び質問について説明

幸丸部会長： 質問、意見については一部整理中ということだが、整理され次第、委員の方々にはお知らせしていただきたい。その対応に対してさらに質問、意見があればまた出していただき、この場で完結はできないが、丁寧な議論にしていきたい。

それぞれの意見に対するコメントをお願いするが、まず私から申しあげると、本来、準備書段階での議論は、方法書に対しては部会の意見、それからそれを反映して審査会の意見、そしてそれを経て知事意見となるので、この方法書に基づいてどのような評価が行われたかということについて、議論する場であるはずだが、基本的なところで納得いかないところもあり、意見を申し上げた。もう一度精査して、方法書段階での議論できちんと整理されているものについては、それを取り下げさせていただきたい。

何か特にこの場での意見、また、提出いただいた質問、意見に対してコメントがあればお願いしたい。

野堀委員： 準備書681～685ページを見ると、植生調査を詳細に行っていることが分かる。我々も、海岸林を調査しているが、この調査地の中に材線虫病被害の罹病木が一本もないということはまず考えられない。本当に調査したのかと疑問に思うところ。私の質問自体は、回答にもあるように、風車設置予定地の東側に生育するクロマツ海岸林の中で、材線虫病に関する罹病木があるのか、ないのか、という記載がないということ。この記載だと被害木が一本も無いことになってしまう。それでは、今後出てくる被害に関しては影響があったんだろうということになる、ということを確認しているのであって、全く無かったのであればそう書くべき。また、あったのならば罹病木が点在していると書くべき。その場合はこれは潜在的に起きている現象だから、この文章は妥当だと思う。見解のとおりであると考えている。この点については事務局サイドに教えていただきたい。

幸丸部会長： 今の点で、実際に調査が行われたのかどうかということを確認しているのであれば、事務局から説明をお願いする。

事務局： 調査を実施したかどうかについては、把握していない。植生の調査はこのような形で整理されているが、被害があったかどうかについては、確認できていない状況である。確認のうえ、記載できる項目があれば記載するという形で指導していきたい。

野 堀 委 員： 罹病木が散見されたというものがないと不自然だと思う。

幸 丸 部 会 長： 事業者にとっても、事業後にそういった被害が出てきたら、これは風力発電のせいだ、と言われかねない。事業者もそのところはきちんと把握しておいたほうがよい。

本 橋 委 員： 説明のあった中で、準備書の39ページでクロマツを基本的には伐採しないという計画になっている。伐採しないのであれば、最初から「基本的に」という言葉を省くことはできないのか。

事 務 局： 事務局としては、今の段階で伐採しないということであれば、「基本的に」という言葉は不要とコメントさせてもらうが、この点については、事業者に対して、指導してまいりたい。

本 橋 委 員： 省けるのであれば、「基本的に」は省いていただきたい。

事 務 局： 伐採と枝払いの区別をどうしているかについて、事業者に対して確認したい。

幸 丸 部 会 長： 事業者としては、何らかの場合にありうるという含みを持たせて「基本的に」ということを記載していると思うが、はっきりとしないというのであれば意見のとよりの表現が良いのではないか。「このような場合には」など。「基本的に」ということで片付けるのではなく、伐採が必要となる具体的な予測事態について何らかの記載があれば、具体的に書いていたほうがよろしいかと思う。

本 橋 委 員： 次に、準備書の338ページで、整合性を図る基準として「85デシベル以下」というところだが、この値は、工事現場のそばでは一つの目安となっているが、実際に民家があるのはそれよりもはるかに離れているので、工事現場のそばで法的には85デシベルより低ければよいということが謳われていても、実際に民家があるところの値と比べても全く意味がないのではないかと思うが、いかがか。

事 務 局： この評価では経済産業省が作成している「発電所に係る環境影響評価の手引」を参考としている。それに『「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合が図られているかを検討するものとする』という記述がある。これを参考にして比較していると思う。事業実施箇所の敷地境界線の値と比較することによって、基準を下回ることを確認していることから、より安全側に立った評価なのではないかと考えている。

本 橋 委 員： 騒音源に近いところでの規制値があり、民家はそれよりも遠いところにある。実際、どういうところの値かシミュレーションして、50何

デシベルとなったが、それと85デシベルを比べてよいのか。85デシベルというのは、騒音源に近いところの値で、比べているところが違うので、適切ではないと思う。長くなるのでコメントとさせて頂きたい。

また、344ページで、施設の稼働による騒音で、風向きを意識しない場合のシミュレーションが示されているが、実際には風下には音がよく伝わる。そうすると、計算された値よりも大きな音が実際には観測されるのではないかと思うが、その点はいかがか。

事務局： 県営事業の騒音レベルの予測式については、341ページに記載されている。風力発電施設から発生する騒音と予測地点までの距離、それから空気吸収による減衰量、これらを勘案して当該地点での騒音レベルを予測するという計算手法をとっている。こちらは「環境アセスメントの技術」という書籍に記載されている予測式だということで、それをもって計算したと準備書では記載されている。

それから、85デシベルの件だが、事務局としては、85デシベルまで音が出て良い、と判断しているわけではない。85デシベルというのは、あくまで騒音規制法で基準値として定められている値であり、アセスに関しては、この場所はそうした地域規制がない地域なので、85デシベルというものは参照値としての取扱い、という理解である。実際の評価に際しては、現況騒音と比べて0.1から1デシベル未満の増分ということで評価がされているので、現況レベルからの増加としては、大きな影響はないと理解している。

本橋委員： 了解した。

常富委員代理： 資料に環境省から提出した意見がひととおりまとめられているが、この会議の本質的な役割として、事業者が作った準備書について、きちんと評価がされているのかどうか、こうした視点が抜け落ちているのではないか、ということ指摘する場と私たちは考えており、そういう観点で意見や質問などを出している。この会は自然環境部会ということだが、自然環境に限らず、例えばVOCのことなどもあり、当然、自然環境への影響もあるが、そういった観点も含めて、総合的に、準備書全体について、我々としては意見を出したが、この場で必ずしも事務局から、きれいに見解が出てこなくても、私どもとしては一向に構わないと考えている。ただ、こういった点について我々は準備書のなかできちんと評価されていないのではないか、という形で提出したので、これは事務局から関係する主体の方々に伝えていただいて、最終的に7月7日に予定されている環境影響評価審査会で、きちんとした評価を出していただきたい。

特に、データは当然取っていると思うが、バードストライクに関しては、国指定鳥獣保護区であるので、我々としては、懸念すべき事項というのは必ずあると思う。特にこのあと酒田市の事業についても説明があるが、累積的な影響も踏まえたうえで、総合的な評価をきちんとやっていただきたい。準備書段階で、きちんとした評価をこれから

やっついていかないといけないので、かなり重箱の隅をつついたようなことも意見として書いているとは思いますが、こういった観点が欠落すると後々、問題になってくることもあるかと思うので、その点を踏まえて、今後の対応をお願いしたい。よろしくお伝えいただくよう、事務局にはお願いしたい。

梶本委員： 野堀委員の質問と関連して、クロマツの松枯れをきちんと評価しておかないと、風車ができた後に評価できないという話であるが、クロマツの林は、準備書を見るとオオタカが営巣しているなど、それ以外にもかなり重要な場所になっている。今回植生調査で断面図を調べているが、例えば営巣木はどういう木で、何本くらいあるのか。準備書でいうと739ページにオオタカの確認位置図もあるが、かなり限定されたところで営巣されている。この辺り中心でもいいが、もう少し、木の大きさや、枯れている木の有無など、そういった情報を少し集めておいた方がいいのではないかという気がする。クロマツの林分に関してあまり情報がないが、40～50年生というのがどこかに書いてあって、普通にそれくらいすると自然枯死していく木もあるので、そういったことも踏まえて、きちんと森林関係のそういった情報を得ておけば、工事の後で影響があったのか、なかったのか、老齢な森林で自然枯死があったのか、そういうことが判断できると思うので、調査を考えてもいいのではないかと思う。

三浦委員： 質問に対する質問となるが、低周波音について、環境省から「苦情が発生した場合の実施体制及び対応内容について、ご教示ください」という質問が出ているが、環境省からは低周波音の健康への影響を明らかに示す知見は確認できない、とする報告も出ている。そういう中で、環境省として、どういう取組みをされていて、どう対応すべきとお考えなのか、そこを明らかにしていただければと思うが、いかがか。

常富委員代理： 環境省としての公式的な見解が別途あるのは、ご指摘のとおりである。一方で現実問題として、風力発電について一般論的に低周波音を問題視するところがあるので、当然、住民との関係のなかでそういった苦情等が出てくる可能性があると思っている。これはあくまで、環境省としてというよりは、対住民、対地域ということで、事業者としてどう対応すべきと考えているのかということをお我々としては伺うということであり、環境省として、例えばこうすべきだ、というようなものを、イメージとして持っているわけではない。

三浦委員： やはりこういったことはよくあり、そういう質問がされるということは関心があるということなので、やはり望ましいあり方の様なものはきちんと出していただいたほうが対応しやすいと思う。皆さん迷っておられる。

常富委員代理： ここでは承知した。このことについては本省と意見交換させていた

だきたい。

横山委員： 環境省からも指摘があったことだが、残土の有効利用に関して、仮設ヤード等について最終的に植栽を施し、そこに在来の植物を利用することを検討されていると思う。その際に、例えば剥いだところにもう一回植栽するとき、剥いだものを活用するとすれば、剥いだものを生きた状態でずっと保持しておかなければならない。そうすると、そのための仮設場所などを、どこにどれくらい取るつもりで、その結果、どこにどれくらい影響があって、ということはこの段階になってくるともう少し具体的に検討する必要があると思うが、そのあたりは、例えば、こういう方針であるというような見解があるか。それができるのとできないのとでは、最終的な海浜植生の改変面積がだいぶ変わってくると思う。いざできないとなると、剥いだところは全部改変面積になるので、そういったところの影響の評価について、どう考えているのか、お聞かせ願いたい。

事務局： 具体的な手法について、ご意見のとおり、準備書の中では記載されていない。このことに関して聞き取りを行っていないので、今、事業者の考えを示すことはできないが、ご意見については、事業者伝えて、保全措置がきちんと行えるような形になるよう、事業者伝えてまいりたい。

野堀委員： バードストライクについてだが、638ページで猛禽類以外と、猛禽類を分けて書いてある。639ページには酒田市の事業を含めた数字が出ていて、これがある意味、包括したやり方で、良いデータになっていると思っている。具体的な数字を見ると、風車1基あたりもしくは3基あたりの衝突確率の数字が出ており、638ページで、アオジが0.0607で20年に1回くらいはバードストライクの可能性があるという数字だと思う。オオジュリンについては4年に1回のバードストライクの可能性がある。ヒバリについては20年に1回。それで非常に多いのがメジロで、4.9だから年間5羽くらいが衝突する可能性がある読み取れる。一方、猛禽類について見るとオジロワシが確認されており、それが0.055なので20年に1回くらい衝突する可能性があるという結果が示されていることに驚いている。続いて、643ページ以降に影響評価結果の文章が書いてあるが、今、数字が最も大きかったメジロについては記載がない。その点はどうしてなのか。また、オジロワシについても記載がないが、それでよいのだろうか。この準備書自体、数字と解説がうまく符号していないように見えるので、そこは問題があるのではないか。これは意見として発言する。

幸丸部会長： 意見なので、説明と事象とについて、整理していただければと思う。他になれば、続いて、酒田市の事業について、事務局から説明願いたい。

(6) 説明事項 ②酒田市十里塚風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価準備書  
について

事務局： 資料に基づき説明

幸丸部会長： 意見をお出しいただいた方々、それぞれ必要なコメントや質問をお願いしたいが、私の意見が冒頭に出ているので、コメントをさせていただきたい。酒田市の準備書にチャートが出ており、このチャートを見ていくと、県立自然公園の普通地域は適地となる、そういうことが懸念される。ただし、既に、方法書段階できちんとそういうことが明記されていれば、取り下げることになるけれども、そういった意見である。

その他について、何か他の委員から質問等ございましたら、よろしくお願いしたい。

横山委員： 先ほど植生のことを質問したのは、例えば準備書の生態系の698、699ページのところだが、酒田市の事業では、後で植栽するので、供用後はタワー設置部分の消失率だけ考えればよいと読める記述があるが、そんなに素晴らしく、全てが植栽できるとは考えにくい。そのように絵に描いた餅のような形になるのだろうかというのは気になるので、やはりどのように計画して、「こうだから、うまくいくんだ」という記述がないと、「まあ、植えるからいいでしょ」というのでは、なかなか納得がいかないという気がする。その場合、例えば植栽するのに、完全に成功すればよいが、多分、完全に成功することはないと思うので、その場合、失敗したらどういうことが起こるのかということも考えたうえで、影響評価するべきだと思う。もう少し、悲観的に見たほうが良い場面もあるのではないかと気がする。

事務局： 先ほどのご懸念のものと同様に、事業者伝えて、実行できるものにしてもらうように話をしてみたい。

江成委員： 意見であるが、事前評価と事後評価についてだが、事前評価をする意味として、風力発電を稼動する前にどういうリスクが想定されるのか、まず事前調査から明らかにして、そのリスクに対してどのように対応をしていくのか、という対応策を事前に考える必要があり、事後調査によってどの対応策を講じていくかということを考えていかなければならないと、私はモニタリングの基本として考えている。県もそうだし、酒田市もそうだが、バードストライクに関して、例えば『バードストライクが発生した場合には、学識経験者等と協議し適切に対応する』という記載しかないのはあまりにも具体性に欠けると思う。その点に関して、もう少し考慮する必要があるのではないかと私は考えている。

幸丸部会長： バードストライクに対しては、きちんとモニタリングをするという



ことも意見の中に入っているのか。

江 成 委 員： モニタリングはアクションを起こす前後でやる必要があり、きちんとモニタリングをした結果、事前の評価で、どういうリスクが事前に想定されるのかというところで、バードストライクが目に入ったので、話したが、恐らく野堀委員の意見にあったマツクイムシの話でもそうだが、結局、事前にどういう対応策が考えられるのかというのが、どこにもまったく書かれてないので、それに対して事前にそういう部分を考えていく必要があるのではないかと考えている。

幸丸部会長： 稼動してしまえば、バードストライクの危険性は常にある。時期などもあるが、バードストライクが起きて、例えばそれが見過ごせない頻度ならば、それこそ稼働停止するなどということもあり得るということなのか。

江 成 委 員： それは事業者の対応策によると思うが、バードストライクをゼロにするのではなくて、軽減するためにどういう策があるのか、例えば風力発電が立っている場所じゃないところに繁殖地を持っていくことや、生息地を移動させるという方法もあるかと思うが、そういう具体的な方法が一切書かれていなくて、ただ『学識経験者等と協議し適切に対応する』という文言があちこちに散見されるので、それはどうなのかなと思っている。

幸丸部会長： 都合のいい文章となっているので、そこはあまり曖昧にしないで、もう少し明確にということ。

野 堀 委 員： 私が回答するのも変だが、578ページに学識経験者からの意見として、例えばバードストライクに関しては、紫外線を反射する透明な塗料を塗る方法もある、という提案もなされていて、私はこれは準備書なので、こういう書き方になっていくのが妥当だろうと思う。それに対して、事後調査はできてから後の調査ということになるので、ある意味で学識経験者は妥当な回答はしていると思う。

江 成 委 員： 了解した。

常富委員代理： 私どもからも、576ページ関係で質問を出している。現時点で想定される、例えば渡り鳥の飛来ピークの時期において、環境保全措置として、どういったことが想定されるのかということ準備書の中できちんと整理していただく、ということだと思う。例えば今、野堀委員からも発言があったが、紫外線関係など、もちろん場合によって、頻発するようであればその時期止めるといったことまで含めてきちんとした評価を準備書の段階で書いていただくということが当然必要だと思う。その部分がやや不足しているのではないかとということで、576ページの部分、二つ出しているの、きちんと対応いただきたい。

鳥羽委員： バードストライクの紫外線による対策で、コアジサシが見えるように塗料を塗るという内容について、実証は何かあるのか。これだけの大きさのものに塗って、きちんとコアジサシが認識して避けるというようなことが、実証があるのだったらいいが、ないと作ったあとにどうなるのか。

もうひとつ、塗料の話で、住民の意見で「白の方がいいだろう」や「ちょっとグレーがかった色にする」といったものがあるが、メーカー的に大丈夫なのか。白であることにも理由はあると思うので、「何色がいい」と意見を言っても、そこで決めてよいというものでもないと思うが、そこをお聞きしたい。

幸丸部会長： 施設の色彩について塗装を新たにすることが可能かどうかということだが。

事務局： 紫外線を反射してコアジサシに見えるかという実証について、風車の様な大きなもので実証されているかどうか確認できていないので、事業者を確認したい。

それから、グレーの色のことでメーカーは大丈夫なのか、というのは、そういうことができるかどうかということによいか。

鳥羽委員： 熱の関係であったり、いわゆる白が一番反射するからよいという意味で白という感じだと思うが、色をつける事によって機械としてのマイナス面、リスクがでてきたりということはないのか。何色に塗ってもよいと業者が言っているのであればよいが。

事務局： この色で、それから紫外線を反射することについては、メーカー側と打合せしていると聞いている。それが無理なものなのかどうかは把握していない。

幸丸部会長： 紫外線を反射する塗料を塗布するということは、要するに、鳥が遠くから視認して、それが回避できるということだと思うが、その辺りの根拠もきちんと事業者が確かめていただきたい。

横山委員： 私達も「累積的影響」とは何だろう、ということはずっと考えているが、結局「累積的影響」は足し算で書いてあるだけになっている。バードストライクが多分一番わかりやすいと思うが、要は同じ手法で予測して、双方足しました、と書いてある。それで大丈夫なのかというのはちょっと気になるところ。例えば、酒田市の資料で見ると、ミサゴがわかりやすい。490、491ページでミサゴの飛翔経路を見ると、県営事業の方にも飛翔経路は重なっている。そうすると、もし6基並んだら、この予測だけでも多分違った値になるのではないかと思う。3基で予測したデータを足して、また県営の方は県営の方でまた別の調査をしていて、そちらの調査の方で出てきたデータを足したという

のは、「累積的影響」としては意味がないのではないかという気がする。例えば、両方のデータを、これは問題があるのかもしれないが、きちんと6基あるということを考えて、まず6基で計算してそれを足す、というのであればまだわかるが、本当に「累積的影響」と言っているけども、「累積的影響」を正しく評価できているのかどうかということを考え直す必要があるのではないかという印象を、今回資料を見て思った。それは我々も「累積的影響」ということを簡単に口にしてはいるけれども、一体どういうものなのかということ、きちんと考え直さなければいけない部分もあると思うが、ただ単純な足し算というのでは評価できない部分があると思うので、そこはもう少し考慮いただきたいと思う。

幸丸 部会長： 我々の意見としても、「累積的影響ということを経験しよう」ということだったが、まさに非常に根本的な意見である。そういった生態系の「累積的影響」というのはかなり把握できるとは思うが、景観・風景の「累積的影響」という話をずっとこだわっており、そのところがちょっとひっかかっている。「累積的影響」についてはこれからも議論を深める、それこそ先導的役割を果たすといっていることから、そういうことも検討していただければと思う。

山田 委員： 今までの議論等を含めて聞いているが、これは県と市がやる事業だということではあるが、県と市といっても実際には誰がそういう発言をしているのか、地元住民への説明や自然環境対策というものを誰がやるのかというのが、見ていて何かわかりづらいな、というのが正直感じられるところがある。やっぱり住民説明会などで、こういった説明などされているけれども、酒田市と県の総合的な評価の中で、いわゆる「市民に広く還元すること」というのがあって、こういうものにするためにこの環境評価があり、きちんとそれを守って進めていきます、というのがあると思うが、そこが、この資料に関してはつながっていないところがあるというのが見受けられる。この事業を何のためにやっているのか、そういうベース、根本があって、これをきちんと改善していくためにこういう体制でやっていくということが、最初の計画のところから準備段階、あとは事後評価まで、どう改善して対応していくというものがあると、やはり公益的、公的な事業としての役割というのが説明できるのではないかということが感じられる。現に500メートル、800メートルなどの近隣の住民だけではなく、県全体に説明するような書き方、評価資料として、そういった修正というのをしていた方がよいのではないかと私は考えている。

幸丸 部会長： 基本的なことだと思うが、やはり誰が事業者で、誰のために、何のために、という話は、実は環境影響評価の評価外であるが、私はそれがひとつの制度の欠陥だろうと思っている。要するに、環境に対する影響だけを考えていて、その事業の意味や、そういったことを、県民、市民の方の意見では、ライフサイクル・アセスメントというような言

い方をされていたが、そういう総合的な評価がないと、実は県民なり市民の方にきちんと納得していただけないのかなという懸念はある。

本橋委員： 酒田と県営の、二つの工事の工期調整はどの程度進んでいるのか。

事務局： 環境影響評価手続きを実施中なので、工期調整はまだ具体的には行われていないのではないかと思う。

本橋委員： 今は準備書だからいいが、いずれ評価書になる時点では工期が当然、含まれていると理解していいか。

幸丸部会長： アセスメントの手続きについてだが、どうか。

事務局： 先ほど県営と市営の概要の説明をした時にアセスメントの手続きについてフローで説明したが、今後、準備書に対する県知事意見が出され、その県知事意見がきちんと反映された評価書ができあがった後に、今度は県立自然公園内での手続きに入って、許可なり、届出が受理された後に、事業ができるということになる。現在、準備書に記載の工期想定を出るものではないのかなと考えているところ。

本橋委員： 了解した。

幸丸部会長： とにかく手続きが多くあり、最終的に、県立自然公園の中で施設を建てることは県の条例に基づいて知事が決め、その後に行為をするということになるので、そこまではなかなか工期についてイメージできないのではないかと思う。

幸丸部会長： 他にいかがでしょうか。まだ少し時間があるので、この件に限らず、御意見、御感想があればお願いしたい。

野堀委員： このあと総括的な議論になるのかもしれないが、県営事業と酒田市の事業の二つの関わりについて、私はアセスメントの評価委員も担当しているので感じているところなのだが、二つにわかれて事業申請がなされたから、法アセスではなく、独自で二つのアセスメントが行われることとなった経緯がある。二つ行われている中身の違いに、私は多少なりとも意味が出てくると当初解釈してきた。実際見てみると、方法書の方はあまり違いがなかったが、準備書を見てみると、かなり違いがある。先ほどのバードストライクの面についても、小動物については、酒田市の方にはほとんど記載がないが、県の方にはある。そういう違いが結構あって、それから評価の中身も違っている。二つの評価が行われたことに対する意味は、若干あるなと思って読んでいる。ただし、その二つの違いが最終的に両方が融合した状態になっていくと、違いがなくなってしまうだろうと思っている。その違いの部分をピックアップする作業がどこかの時点で必要ではないかと思っている。

補足になるが、資料にアセスメントの流れの図があつて、それぞれに県営と酒田市、両方の流れが書いてあるが、それぞれの資料の中身が全く同じになっている。本来であれば、県と酒田市が、どちらかの資料では入れ替わるべきではないか。そうでないと、同じことを同じ方向で、別の事業がやることになってしまう。つまり、酒田市における流れの資料の中段で緑色に塗りつぶされている県は、実は酒田市ではないのか。その上に書いてある酒田市は県ではないのかという質問なので教えてもらいたい。

事務局： それぞれの資料ともに資料中段で緑色に塗りつぶされている部分は県で間違いなく、あくまでも事業者に意見を述べるのは知事となる。

野堀委員： しかし、流れの図では環境審議会自然環境部会と環境影響評価審査会は両方とも県から準備書が行くことになっている。酒田市から行かないと、実際の評価はできないのではないのか。

事務局： 各々、県も市も、環境影響評価の担当部局に、準備書ができあがったので、知事意見をお願いするという文書をいただき、事務手続きを行っている最中である。基本的流れは両方とも同じとなる。

野堀委員： 酒田市から環境影響評価審査会に意見を聴くわけではないのか。

事務局： この度の事業は法アセス、あるいは条例アセスと同様の手続きをとるといふことで進めているわけだが、基本的に準備書に対しては知事が意見を提出する。知事が意見をまとめるにあたって、関係市町村の意見を聴くことになっている。資料でいうところの県が意見を照会している酒田市は、事業者としての酒田市ではなく、関係市町村、地元市町村としての酒田市という書きぶりになっている。まぎらわしいが、事業主体としての酒田市ではなく、関係市町村としての酒田市という書き方としている。

野堀委員： 了解した。

幸丸部会長： 企業局も県なわけだが、これと意見を出す県は違うということ。

常富委員代理： 今回の件で、事業者たる酒田市ないし県というのは、資料で見ると、方法書作成のところから縦に並んでいるところに記載がある。今、野堀委員から話しがあった、酒田市と県の位置付けだが、酒田市は酒田市で、別途、今週中にアセスに関係する市の検討会なり、審議会なりが、確か開催されると伺っている。それを説明いただくのがここでは一番適切だったのではないかと思う。

野堀委員： 酒田市で行われる会議での資料は、この図が逆になっているということか。

常富委員代理： 資料で県の上に出ている白抜きの酒田市でも同じようにアセスに向けてのこういった会議が行われる。そこには、我々環境省の、鳥海の実自然保護官がいる猛禽類保護センターの人間が参加している。今の私と同じような立場で、酒田市での検討において意見を述べる立場で参画させていただいているので、一応構図的には同じとなっている。

野堀委員： 了解した。

事務局： 今のご発言にあった酒田市の審議会というのは、県に意見を出すために今週中に審議会が開かれるという、そういう意味での審議会となる。

横山委員： 資料に、庄内海岸の風力発電施設の位置図が描かれているが、大分混んできたという印象がある。県としての風力発電の事業数のグランドデザインの様なものは何かあるのか。前にも言ったことがあると思うが、場当たりの事業を受けて、それが審査会に流れてきて、それでこういうところに建設して、という感じでやっていると思う。さきほどの「累積影響評価」のことも関連するが、多分最初の3基や10基くらいはそれほど影響はないと思うが、これがもっと増えてくると次の3基を建てる時の影響が、前の3基を建てた時の影響とは変わってくると思うので、県としてどのくらいのエネルギー需給から、どのくらいの風力発電所を作るつもりがあるのか、その場合に適地から考えるとこの地域には、これくらいはなんとか詰め込みたい、これ以上はちょっと難しいかもしれない、などといったことをそろそろ県として、どこかではっきりさせるべきと思う。これをこの場で言うべきかどうかという問題があるが、その辺りのことについては是非、何かコメントがあればコメントいただきたい。

事務局： 再生可能エネルギーについては、同じ環境エネルギー部で所管している課があり、そちらで今年の3月にエネルギー政策推進プログラムの中見直しを行っている。その中で平成24年から展開してきた政策の評価ということで、エネルギー全体としての評価としては太陽光発電やバイオマス発電は順調に進んでいるということに対して、風力発電と熱利用は低調に推移しているというような現状評価をしている。今後についても、課題として、特に内陸部での展開が進んでいないということ、それから、まだ開発目標に対して低調にあるということで、今後ますます促進していく分野と捉えていると認識している。

横山委員： これくらいの量をやる、100なら100作ります、というような数があった方が、こちら「そんなの多すぎだろう」などと言い易くなるので、具体的な数値目標を設定していただきたい。

事務局： 現在手元に資料がなく、そういったものがあるかどうか確認できな

い。

幸丸部会長： 随分前に、県の環境計画、エネルギー政策だったか、特にこちら側が大分抵抗した。要するに、風力発電は自然公園等で積極的に展開すべきだとなってきた、かなり押し戻して、今の評価になっているが、やはりエネルギー政策そのものが、あまりはつきりしない。卒原発ということで、再生エネルギーを推進していこうという、そこは総論としてももちろんよいと思うが、まさに受入れる側として、「どのくらい」という話もないとなかなかきちんとした見通しというか、対応が取りにくいと思う。

横山委員： 以前、環境審議会総会の際に三浦委員が発言されていたが、太陽光はあまり開発に基準がないので、それはそれですごく問題があるという気がする。やろうとする人達は面倒くさい法規制のないところにどんどん集まってきてしまうので、そういったところを早めに色々対応を取っていった方が、県として「どういうことをするんだ」というのはもう少しグランドデザインでイニシアチブを取っていただきたいという気がする。

幸丸部会長： それでは、色々皆様から意見を多数いただいて、その対応がまだできていないということもあるので、一応それは事業者の方に確認していただいて、対応できるところ、答えていただくべきところは答えていただくということで、一度、質問・意見に対する集約したものを皆様方にお返ししたいと思う。そのうえでさらに、7月7日の環境影響評価審査会までの間に県を通して自然環境部会の意見を出してから、県の方からこれこれこうだということで審査会の方に、そしてそれを踏まえて、また議論していただくということで、最終的にそれを踏まえて県知事から結果が出てくるということになると思う。

色々基本的なところでひっかかってしまって、そこはまた私として整理させていただきたい。他の意見も、事務局と調整のうえ、整理させていただきたい。そういうことでこの部会の議論はまとめさせていただきたい。

もし追加の質問なり意見なりがあれば、なるべく今週中にいただきたい。それで最終的に環境影響評価審査会へ意見を提出する形にまとめるのは、遅くとも今月中とさせていただきたいと思う。色々またやりとりはあると思うが、よろしくお願ひしたい。

平成29年6月19日